

告 示

埼玉県告示第五百十三号

川越市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年七月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行っ た者の名称	調査を行っ た時期	成 果 の 調 査 を 行 っ た 認 証
川 越 市	令 和 七 年 度	地 籍 図 十 五 枚 高 階 第 五 地 区 令 和 八 年 六 月
	地 籍 簿 一 冊	（砂新田五丁 目の一部）
		二十三日